

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成26年11月27日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月27日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）岡野邦幸，金子守治，葛谷茂，栗原壯太，孝橋宏，三瓶一俊，仲真紀子，
前田敏文，最上泰，門間偉峯，山田健，渡辺達生

（欠席）岸光右，西崎毅

（※敬称略）

（ゲストスピーカー）札幌少年鑑別所統括専門官 田畑賢太

（説明者）札幌家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 福田郁生

同 家事首席書記官 山口 桂

同 少年首席書記官 井川雅寛

同 次席家庭裁判所調査官 原田宜子

同 次席書記官 石田有二

同 少年訟廷管理官 宮下 智

同 事務局長 鈴木浩二

同 事務局次長 宮木隆壽

（庶 務）札幌家庭裁判所事務局総務課長 河端英也

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

(1) 議事

「少年審判手続～観護措置を執られた少年を中心に～」をテーマとして，少年訟廷管理官から「少年審判手続の流れ」について，次席家庭裁判所調査官から「家庭裁判所調査官の調査」について，ゲストスピーカーから「少年鑑別所の役割」について，それぞれ説明を受けた後，質疑応答及び意見交換を行った。

質疑応答及び意見交換の概要は別紙のとおり

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 追って指定

イ テーマ 「家事事件手続法施行後の家事調停実務について」

概 要

●委員 △説明担当者

- 家庭裁判所調査官による社会調査と少年鑑別所で行う心身鑑別は、共通する部分も多いかと思いますが、どこが違うのかについて教えてください。
- △ 少年と面接を行って情報を収集する点は、家庭裁判所調査官が行う社会調査と少年鑑別所で行う心身鑑別とで違いはありませんが、社会調査では、保護者と面接調査を行って保護者からみた少年の情報を得るほか、少年の自宅、学校や職場などに出向いて調査を行います。このように、家庭や学校など少年を取り巻く社会環境の中での少年の様子を調査することは、社会調査の重要な仕事であると言えます。
- △ 少年鑑別所では、観護措置が執られた少年のみを鑑別していて、在宅の少年は鑑別していません。細かいことかもしれませんが、相違点と言えば相違点です。

また、少年が収容される期間は通常4週間です。4週間と言うと長いと感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、鑑別や調査を行うには、正直に言いましてぎりぎりの時間です。そのため、家庭裁判所調査官と少年鑑別所では、役割分担をする必要があります。非行のメカニズムから言うと、少年鑑別所がB（生物）とP（心理）を主に担当し、家庭裁判所調査官がBとPの他にS（社会）も担当しているのだと思っています。
- 少年鑑別所法が新たに制定されたことによって、少年の人権への配慮という側面から何か変化がありますか。
- △ これまで、少年鑑別所は、少年院法の一部、条文で言うとたった3か条の中で運用をしてきました。ところが、少年鑑別所法は、132か条あり、少年鑑別所での細かい運用が全て法律に明記されました。その意味で、少年鑑別所法が制定されて、最大限人権に配慮したと言えるのではないかと考えています。
- 私は、保護司として、これまで二人の少年を担当したことがあります。その時の経験を踏まえたと、家庭環境に恵まれないということは、少年が罪を犯す重要な要素であると思います。
- 私は、学校関係の仕事をしています。家庭裁判所調査官から、学校照会が来ることがあります。小学校や中学校と異なり、高校にはあまり来ないという記憶がありますが、高校に学校照会をすることはあまりないのですか。
- △ 高校は義務教育ではないので、学校照会を受け取ることによって少年が非行を犯したことを知り、その結果、退学処分にすることがあります。学校は、少年にとって重

要な社会資源であるため、一般的には、少年や保護者が高校に非行について話している場合や既に高校を退学・卒業しているといった場合を除いて、学校照会をしていません。これは、身柄事件でも在宅事件でも変わりはありません。

- 少年鑑別所法が制定されて、少年鑑別所での相談業務が明文化されたと先ほどお聞きしました。少年の保護者に、少年鑑別所での相談窓口がどこにあるのかなど、周知の面で工夫されていることはありますか。

△ 例えば、インターネットで「非行 相談」と検索すると、最初に法務省の少年鑑別所の相談窓口が出てきますので、周りの方に教えていただければ幸いです。

相談窓口については、少年鑑別所だけでなく、いろいろな少年の関係機関も設置していますが、どの機関がどのような相談業務をしているのかについて、あまり知られていないのが現状です。そこで、札幌市の支援センターと協力して、相談窓口機関の職員の研修をしたりしています。

それぞれの機関で得意とする分野がありますので、お互いに連携をとって、あまり得意でない分野の相談を受けたときに、他の機関を紹介できるような仕組みを作っていきたいと思います。

- 少年友の会とはどのような組織ですか。その活動内容についても教えてください。

△ 少年友の会は、少年審判手続に関して家庭裁判所にボランティアで協力してくれる方々の団体です。主な活動内容としては、例えば、少年に保護者がいない場合に、付添人として活動してもらっています。また、家庭裁判所で行う古切手収集や清掃活動あるいは施設における社会奉仕活動などの教育的措置を行う際に、実施のお手伝いをしてもらっています。

- 少年との面接の中で感じている困難さや課題について教えてください。

△ 家庭環境に恵まれない少年が少なくなく、昨今、子どもの貧困について言われているとおり、経済的な点でいろいろな可能性をつかんでいくことができない少年がいるということを実感しています。例えば、学習塾に通うことができなかつたり、進学を断念したりする中で挫折を味わい、それが非行につながる場合があります。社会の中で少しでもチャンスを得られることが望ましく、これまで、例えば、試験観察の中で、少年友の会の協力を得て大学生のボランティアに学習支援を依頼したりしましたが、裁判所の処遇の中でできることは実践していきたいと思います。

△ 心身鑑別における面接では、子どものレディネス、準備性というのがどのくらいあるのかを意識して面接しています。それに加えて、タイミングも非常に大切だと思っています。変わる子どもと変わらない子どもがいて、変わらない子どももずっと変わ

らないわけではなく、突然に変わることもあり、変わるタイミングは、その子が踏み出すときの準備ができているときだと思います。レディネスを踏まえて、今できるのか、今は見送った方がよいのか、タイミングを見て話しかけたりしています。